

廃棄予定簿冊全体に対する意見及び県の考え方

廃棄予定簿冊全体に対する意見………2件

番号	意見の要旨	意見に対する県の考え方
1	<p>2月または3月の「意見募集結果について」の「個別の廃棄予定簿冊に対する意見への対応」で、「長崎県文書取扱規程」に基づき年限が5年や10年となっているため廃棄に相当、といった記載がある。</p> <p>判断理由としては文書の性格や内容に則した判断を重視していただきたい。また内部の検討資料という廃棄の判断理由もあるが、行政内部の検討結果が県民に影響を与えることもあり、理由としては再考を願いたい。</p>	<p>・県は「歴史的文書等収集基準」において、歴史的文書等の定義を「県が作成又は取得した公文書で県行政及び県民生活の推移が歴史的に跡付けられるなど、歴史的文化的価値を有する文書のうち、保存期間が経過し、現用でなくなった文書」と定めております。</p> <p>・当該収集基準に基づき歴史的文書の選別・収集を行い、基準に該当すると判断した文書については歴史的文書として保存しております。なお、判断理由については、文書の性格や内容を重視してまいります。</p>
2	<p>県の基本的政策や県政上重要な問題については、政策決定過程に関わる資料を現用文書でなく歴史的な文書として保存していくようにしていただきたい。区切りがついた時点での積極的な資料移管を検討していただき、県民の関心に応えるという趣旨からである。</p>	<p>・当該収集基準に基づき歴史的な文書の選別・収集を行い、基準に該当すると判断した文書については歴史的な文書として保存しております。なお、判断理由については、文書の性格や内容を重視してまいります。</p>